

登録日本語教員の資格取得ルートに関する要件

経過措置

要件 ルート	経過措置期間	①現職経験	②日本語教員養成課程	③学位	④日本語教育能力検定試験	⑤経験者講習		日本語教員試験 ※10		実践研修	登録日本語教員の登録申請
						講習Ⅰ	講習Ⅱ	基礎試験	応用試験		
養成機関	-	-	要修了 ※5	-	-	-	-	免除	要受験	免除 又は 要修了 ※5	→
試験	-	-	-	-	-	-	-	要受験	要受験	要修了 ※12	→
C	令和15年3月31日まで	-	要修了 ※2	要 (学士以上) ※6	-	-	-	免除	要受験	免除	→
D-1	令和11年3月31日まで	要 (一年以上) ※1	要修了 ※3	要 (学士以上) ※6	-	-	要修了 ※9	免除	要受験	免除	→
D-2	令和11年3月31日まで	要 (一年以上) ※1	要修了 ※4	要 (学士以上) ※6	-	要修了 ※9	要修了 ※9	免除	要受験	免除	→
E-1	令和11年3月31日まで	要 (一年以上) ※1	-	-	要合格 ※7	要修了 ※9	要修了 ※9	要出願・受験免除 ※11		免除	→
E-2	令和11年3月31日まで	要 (一年以上) ※1	-	-	要合格 ※8	-	要修了 ※9	要出願・受験免除 ※11		免除	→
F	令和11年3月31日まで	要 (一年以上) ※1	-	-	-	-	-	要受験	要受験	免除	→ ※13

※1 平成31年4月1日～令和11年3月31日の間に、以下の機関のいずれかにおいて1年以上日本語教育課程を担当している必要があります。

- 法務省告示機関の告示を受けた課程
https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri07_00217.html
- 日本国内の大学および短期大学
- 認定日本語教育機関の認定を受けた課程
<https://www.nihongokyoku.mext.go.jp/top/guide-japanese-language-institution>
- 文部科学大臣が指定した日本語教育機関（認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程）
https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_03222.html



※2 Cルートに該当する日本語教員養成課程等(必須の教育内容 50項目に対応した日本語教員養成課程等の確認を受けた養成課程等)を修了している必要があります。

都道府県	申請機関名	必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程等【Cルート】	平成12年報告に対応した日本語教員養成課程等【D-1ルート】	【参考】登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関としての登録	養成課程等の名称	実施期間
	〇〇大学	●	●	●	日本語教育コース	平成25年4月1日～令和元年9月30日
		●			日本語教員養成講座	令和3年4月1日～
				●	日本語教員養成コース	令和7年4月1日～

例:〇〇大学において「日本語教員養成講座」を令和3年4月1日以降に受講開始し、修了している必要がある。

https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/kyoin_kenshu/mext_03319.html
登録日本語教員の資格取得に係る経過措置における日本語教員養成課程等の確認について > 確認結果



※3 D-1ルートに該当する日本語教員養成課程等(平成12年報告に対応した日本語教員養成課程等の確認を受けた養成課程等)を修了している必要があります。

都道府県	申請機関名	必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程等【Cルート】	平成12年報告に対応した日本語教員養成課程等【D-1ルート】	【参考】登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関としての登録	養成課程等の名称	実施期間
	〇〇大学	●	●	●	日本語教育コース	平成25年4月1日～令和元年9月30日
		●			日本語教員養成講座	令和3年4月1日～
				●	日本語教員養成コース	令和7年4月1日～

例:〇〇大学において「日本語教育コース」を平成25年4月1日～令和元年9月30日の間に受講開始し、修了している必要がある。(修了時期は当該期間内である必要はない。)

https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/kyoin_kenshu/mext_03319.html
登録日本語教員の資格取得に係る経過措置における日本語教員養成課程等の確認について > 確認結果



※4 D-2ルートに該当する日本語教員養成課程等を修了している必要があります。上記Cルート及びD-1ルートに該当しない日本語教員養成課程等については、文部科学省でD-2ルートに該当するかを確認する必要がありますので、修了証等を添付し nihongo@mext.go.jpまでお問合せください。

※5 登録日本語教員養成機関の登録を受けた課程を修了している必要があります。なお、当該課程と登録実践研修機関の登録を受けた実践研修が一体的に実施されている課程を修了した場合は、実践研修が免除されます。養成機関ルートの対象となる課程は、以下①②いずれも満たすか確認してください。

①「日本語教育機関認定法ポータル」内、登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関案内にて学校名等・課程名を確認。

<https://www.nihongokyoku.mext.go.jp/top/guide-registered-institution>

②養成課程修了証書が法令に基づく様式であることを確認

(修了見込みの場合は規定様式で養成課程修了証書が発行される課程であることを学校に確認)。

【様式】https://laws.e-gov.go.jp/data/MinisterialOrdinance/505M60000080039/619867_1/pict/2FH00000071182.pdf



※6 Cルート、D-1ルート、D-2ルートは学士以上の学位(学士・修士・博士)を有している必要があります。 ※短期大学士・準学士・専門士・高度専門士は不可です。海外で取得した学位は可です。

※7 E-1ルートは、公益財団法人日本国際教育支援協会(JEES)が昭和62年4月1日から平成15年3月31日の間に実施した「日本語教育能力検定試験」に合格していることが必要です。

※8 E-2ルートは、公益財団法人日本国際教育支援協会(JEES)が平成15年4月1日から令和6年3月31日の間に実施した「日本語教育能力検定試験」に合格していることが必要です。

※9 D-1ルート、D-2ルート、E-1ルート、E-2ルートで出願する場合は、経過措置のための講習【経験者講習】をあらかじめ修了し、出願の時点で、他の出願書類とともに修了証の提出をする必要があります。申し込み方法等詳細は以下リンク先をご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02845.html

※10 日本語教員試験Webサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_00004.html

※11 E-1・E-2ルートに該当する方は「基礎試験」「応用試験」も免除されますが、日本語教員試験に出願し、免除の判断を受け、合格証書を取得する必要があります。

※12 実践研修は登録実践研修機関(以下リンク先の一覧表内「実践研修機関登録番号」欄に登録番号の記載がある機関)で受けることができます。

<https://www.nihongokyoku.mext.go.jp/top/guide-registered-institution>

※13 登録申請は、「日本語教育機関認定法ポータル」の「申請・届出」メニューから行います。
<https://www.nihongokyoku.mext.go.jp/application/top>



登録日本語教員の資格取得ルート

養成機関ルート

登録実践研修機関と登録日本語
教員養成機関の登録を受けた
機関で課程を修了する方※

- ・大学等 (26単位～)
- ・専門学校等 (420単位時間～)

基礎試験 免除

応用試験

実践研修

(養成課程と一体的に実施)

登録日本語教員養成機関の
登録を受けた機関で
課程を修了する方※

- ・大学等 (25単位～)
- ・専門学校等 (375単位時間～)

基礎試験 免除

応用試験

実践研修

@登録実践研修機関

試験ルート

基礎試験

応用試験

実践研修

@登録実践研修機関

登録日本語教員

※ 応用試験の受験や実践研修の受講に当たっては、修了見込みでも可能。

登録日本語教員の資格取得に係る経過措置について

経過措置期間

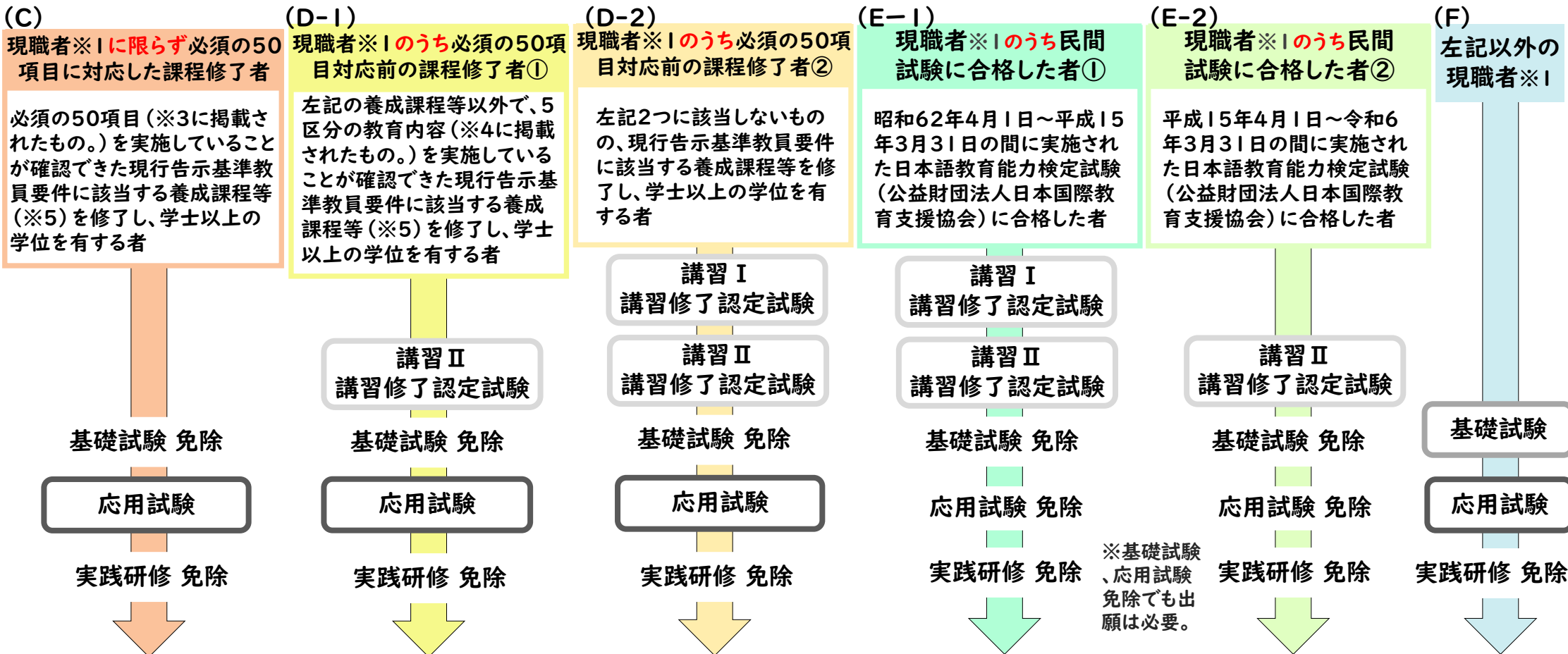


文部科学省

令和6年4月1日～
令和15年3月31日まで※2

令和6年4月1日～令和11年3月31日まで

※1 平成31年4月1日（法施行5年前）～令和11年3月31日（法施行5年後）の間に法務省告示機関で告示を受けた課程、大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関（認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程）で日本語教員として1年以上勤務した者



登録日本語教員

※2 経過措置期間は原則として法施行後5年（令和11年3月31日）までとするが、現行の養成課程を実施する大学等が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の登録を受ける前に在籍する学生等への配慮として、大学等の準備が遅れ、5年の経過措置期間が終了した直後の令和11年4月1日より登録機関としての実践研修・養成課程が開始された場合を想定し、それ以前から在籍した学生等が経過措置を受けられるよう、大学の修業年限が4年であることを踏まえ、原則である5年に4年を加え、50項目に対応した課程の修了者への経過措置の期間を令和15年3月31日までとする。

※3 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版（平成31年3月4日）文化審議会国語分科会
 ※4 日本語教育のための教員養成について（平成12年3月30日）日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議
 ※5 (C) 及び (D-1) の養成課程等については文部科学省が確認を行い、それぞれの養成課程等の一覧を公開。